

官庁施設の管理者による 「インフラ長寿命化計画（行動計画）」策定の手引き

平成 26 年 7 月 18 日
中央官庁営繕担当課長
連絡調整会議申し合わせ
改定 令和 3 年 7 月 15 日

1. 目的

本手引きは、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）（以下「基本計画」という。）に基づき各インフラの管理者等が策定する「インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）の策定にあたり、国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「官庁施設」という。）の管理者として共通して記載する施策や基本的な取組を取りまとめたものである。

これにより、官庁施設を管理する各省各庁が基本的な取組の方向性を共有し、官庁施設全体の維持管理・更新等を着実に推進することを目的とする。

なお、各省各庁は、行動計画の策定において、その管理する官庁施設の現状を踏まえ、必要に応じて、取組等を追加するものとする。

また、施設の特異性等の特別な事情がある場合には、本手引きによらず行動計画を策定することができるものとするが、その場合においても、本手引き「6. 必要施策に係る取組の方向性」を最大限尊重する。

2. 対象施設

すべての官庁施設を対象とする。ただし、借受施設を除く。

3. 計画期間

計画期間は、2021 年度（令和 3 年度）を初年度とし、2025 年度（令和 7 年度）までを目安として設定する。

4. 対象施設の現状と課題

各省各庁が管理する官庁施設の現状と課題や「5. 中長期的な維持管理・

更新等のコストの見通し」を踏まえ、基本計画に記載された次の施策毎に維持管理・更新等に係る現状と課題を整理する。

- (1) 点検・診断、修繕・更新等
- (2) 基準類等の充実
- (3) 情報基盤の整備と活用
- (4) 個別施設計画の策定・充実
- (5) 新技術の開発・導入
- (6) 予算管理
- (7) 体制の構築

5. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

行動計画の策定時点で把握可能な情報に基づき、対象施設の維持管理・更新等に係る中長期的なコストの見通しを明示する。

なお、行動計画の策定時点で把握可能な情報が限定的であるなど、中長期的なコストの見通しに一定の精度が確保されず、必要施策に係る取組を検討する上で参考とすることが困難と判断される場合にあっては、必要な情報が蓄積できた段階で明示することとする。

6. 必要施策に係る取組の方向性

「4. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、施策の方向性を明確化する。

「6. (1) 点検・診断、修繕・更新等」、「6. (3) 情報基盤の整備と活用」、「6. (4) 個別施設計画の策定・充実」及び「6. (7) 体制の構築」については、取組の進捗状況を確認するため、各省各庁で共通して掲げる目標年度及び目標数値を設定する（四角囲みの部分）。

(1) 点検・診断、修繕・更新等

- ・関係法令に基づく定期点検の確実な実施に係る取組を記載する。
- ・保全の基準（※）に基づく支障がない状態の確認の確実な実施に係る取組を記載する。

※国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成 17 年 5 月 27 日 国土交通省告示第 551 号）

■良好な施設の割合 【90%以上を維持】

(参考：国土交通省行動計画 【90%以上を維持】)

○官庁施設においては、点検・診断が、従前から実施している法令に基づく定期点検や保全の基準に基づく支障がない状態の確認に該当するため、それらの実施状況を示す保全実態調査（基礎情報のみの調査を除く。以下同じ）の評点を目標数値として設定した。

○目標数値は、各省各庁が管理する官庁施設のうち、保全実態調査において「施設の保全状況」（保全の実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価）が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合としている。

○なお、管理する官庁施設における特別な事情により、上記評点に基づく目標数値によりがたい場合は、各省各庁において、上記の総評点とは別の指標を用いて目標数値を設定する。

- ・個別施設計画に基づく修繕・更新の実施に関する取組を記載する。
- ・集約・再編等の取組で該当するものがある場合に記載する。

(2) 基準類等の充実

- ・定期点検及び保全に関する基準類の適用に係る取組を記載する。
- ・行動計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等に関する整備に係る取組で該当するものがある場合に記載する。

(3) 情報基盤の整備と活用

- ・「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」による官庁施設情報のデータベース化・情報の更新に係る取組を記載する。

■官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）への情報の登録

【100%を維持】

(参考：国土交通省行動計画 【100%を維持】)

(4) 個別施設計画の策定・充実

①対象施設

基本計画では、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を実施するとともに、それらを次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクルの構築」を基本的な考え方として位置づけており、個別施設計画は、その核となるものとされている。

これを踏まえ、個別施設計画の策定・更新を推進する官庁施設は、行動計画の対象施設のうち、原則として、建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象施設とする。

②計画策定・更新の推進

対象となる官庁施設について、「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」を活用するなどして、個別施設計画の策定・更新を推進する。

なお、官庁施設における個別施設計画は、「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度及び概算額に係る計画）」及び「保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画の「IV. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加するものとする。

中長期保全計画は、5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを実施する。

| | |
|---------------|-----------------|
| ■個別施設計画の策定・更新 | 【令和7年度 : 100%】 |
| (参考：国土交通省行動計画 | 【令和7年度 : 100%】) |

○個別施設計画の策定・更新対象施設のうち、個別施設計画（中長期保全計画及び保全台帳）を策定・更新した施設の割合

(5) 新技術の開発・導入

- ・点検・診断に関する有用な新技術の把握とその現場導入に係る取組を記載する。
- ・長寿命化に資する材料・構工法の現場導入に係る取組を記載する。

(6) 予算管理

- ・「6. (1) 点検・診断、修繕・更新等」、「6. (4) 個別施設計画の策定・充実」に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新の実施に係る取組を記載する。

(7) 体制の構築

- ・保全の実施体制の確保に係る取組を記載する。

■施設保全責任者の設置 【100%を維持】

(参考：国土交通省行動計画 【100%を維持】)

○各省各庁が管理する官庁施設うち、施設保全責任者を設置している施設の割合

- ・職員を対象とする研修・講習に係る取組を記載する。
- ・適正な保全業務及び保全業務委託の実施に係る取組を記載する。

7. フォローアップ計画

各省各庁は、基本計画に基づき、行動計画の取組状況を把握、公表するとともに、官庁施設分野における個別施設計画の策定状況その他の行動計画で定めた取組に係る進捗状況について、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員に情報提供を行う旨を記載する。

フォローアップの詳細は下記のとおりとする。

(1) フォローアップ項目

以下に掲げる項目について、庁舎等及び宿舎に区分して把握する。

施設数は保全実態調査の調査単位とする。

- ①施設総数
- ②施設保全責任者の設置対象施設数
- ③施設保全責任者の設置済み施設数
- ④法定点検（敷地・構造）の対象施設数
- ⑤法定点検（敷地・構造）を実施した施設数
- ⑥法定点検（建築設備）の対象施設数
- ⑦法定点検（建築設備）を実施した施設数
- ⑧保全の基準に基づく確認の対象施設数
- ⑨保全の基準に基づき確認を実施した施設数
- ⑩保全実態調査の対象施設数
- ⑪保全状態の良好な施設数
- ⑫個別施設計画の対象施設数
- ⑬個別施設計画の策定施設数
- ⑭個別施設計画の更新施設数

（２）フォローアップ方法

保全実態調査（基礎情報のみの調査を除く。）により把握する。ただし、以下に該当する場合は、各省各庁へ情報提供を依頼して把握する。

- ・各省各庁が策定する行動計画における各項目の対象施設数が、保全実態調査で把握する施設数と異なる場合。
- ・保全実態調査で把握できない項目の場合。

（３）フォローアップ時期

毎年度、各省各庁へ情報提供を依頼し、フォローアップ結果をとりまとめる。

（４）フォローアップ結果の取扱い

フォローアップ結果は別紙様式にとりまとめ、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員に情報提供を行うものとする。

また、各省各庁は、必要に応じ、フォローアップ結果を公表することができるものとする。

8. 「インフラ長寿命化計画（行動計画）のフォローアップについて」の廃止について

「インフラ長寿命化計画（行動計画）のフォローアップについて」（平成27年6月1日官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議）は、廃止する。

官庁施設分野におけるインフラ長寿命化計画(行動計画)フォローアップ結果 (令和〇年〇月実施)

(別紙様式)

○「官庁施設の管理者による「インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定の手引き」(平成26年7月18日中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせ、令和3年7月15日改定)に基づいて実施したフォローアップ結果を以下に示す。

○本フォローアップ対象機関を以下に示す。

内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国会図書館、最高裁判所、会計検査院、人事院の19機関

1. インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定期期

| 機関数計 | 策定済み |
|------|------|
| | |

2. 施設総数

| | ①施設総数 |
|--------------------|-------|
| 庁舎等計 | |
| 宿舎計 | |
| 官庁施設(庁舎等+宿舎) 合計 | |

(3) 支障がない状態の確認状況

| | ⑧保全の基準に基づく 確認の対象施設数 | | ⑨保全の基準に基づき 確認を実施した施設数 | |
|--------------------|------------------------|-----|--------------------------|-----|
| | | ⑧／① | | ⑨／⑧ |
| 庁舎等 計 | | | | |
| 宿舎 計 | | | | |
| 官庁施設(庁舎等+宿舎) 合計 | | | | |

(4) 保全の状況

| | ⑩保全実態調査の対象施設 数 | | ⑪保全状況の 良好な施設数 | |
|--------------------|-------------------|-----|------------------|-----|
| | | ⑩／① | | ⑪／⑩ |
| 庁舎等 計 | | | | |
| 宿舎 計 | | | | |
| 官庁施設(庁舎等+宿舎) 合計 | | | | |

(5) 個別施設計画の策定・更新状況

| | ⑫対象施設数 | ⑬策定完了施設数 | ⑭更新完了施設数 |
|--------------------|--------|----------|----------|
| | ⑫／① | ⑬／⑫ | ⑭／⑫ |
| 庁舎等 計 | | | |
| 宿舎 計 | | | |
| 官庁施設(庁舎等+宿舎) 合計 | | | |